

# 特別養護老人ホーム画図重富苑重要事項説明書

《平成 30 年 2 月 1 日現在》

画図重富苑はご契約者に対してユニット型指定介護福祉施設サービスを提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

## 1. 設置法人

(1) 法人名 :	社会福祉法人 善隣会
(2) 法人所在地 :	熊本県熊本市東区画図町重富 968 番
(3) 電話番号 :	096-370-6655
(4) 代表者氏名 :	理事長 木村 光男
(5) 設立年月日 :	平成 28 年 8 月 16 日

## 2. ご利用施設

(1) 事業所の名称 :	特別養護老人ホーム画図重富苑
(2) 事業所の種類 :	ユニット型指定介護老人福祉施設
(3) 事業所の所在地 :	熊本県熊本市東区画図町重富 968 番
(4) 電話番号 :	096-370-6655
(5) 管理者 :	施設長 : 山村 康雄
(6) 入所定員 :	60 名〔6 ユニット〕
(7) 開設年月日 :	平成 30 年 2 月 1 日

(8) 事業の目的：	当施設は、入居されている方の在宅復帰を念頭におき、施設サービス計画に基づき、各ユニットにおいて心身の状況に応じた入浴、排せつ、食事等の介護や、健康管理及び相談援助、社会参加の機会を提供することで、その人らしさを尊重し、自律した日常生活が継続できることを目指します。
------------	--

### 3. 運営方針

- (1) 当施設は、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者同士が社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援します。
- (2) 当施設は、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との間で情報交換を十分に行い連携に努めます。

### 4. 居室の概要

	居室・設備の種類	部屋数	備考
ユニット(短期)	個室(1人部屋)	10	床面積13~15㎡、洗面台、冷暖房 24時間換気装置、ナースコール、
	共同生活室	1	
	共同キッチン	1	オール電化
	浴室	1	特別浴槽、一般浴槽、リフト浴槽の いずれか1台を設置
	トイレ(浴室含む)	4	全て車椅子対応

※60名(1ユニット10名) 6ユニット

## 5. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対してユニット型指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

### (1) 主な職員の配置状況

職種	常勤	非常勤	員数
施設長	1名	—	1名
医師	—	1名	1名
生活相談員	1名	—	1名以上
介護職員	17名	2名	26名以上
看護職員	3名	—	3名以上
機能訓練指導員	1名	—	1名以上
管理栄養士	1名	—	1名以上
介護支援専門員	1名	—	1名以上

### (2) 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
医師	毎週火・金曜日午後 14時00分～15時00分
介護職員	早出：7時00分～16時00分 日勤：8時30分～17時30分 遅出：11時00分～20時00分 夜勤：16時30分～9時30分
看護職員	日勤：8時30分～17時30分
機能訓練指導員	日勤：8時30分～17時30分

## 6. サービスの内容

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、「(1) 利用料金が介護保険から給付される場合。(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合。」があります。

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

## ① 介護サービス

- 各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行います。
- 入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援します。
- 入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者の入浴の機会を提供します。但し、やむを得ない場合には、入浴の機会の提供に代えて、清拭を行うことで清潔の維持に努めます。
- 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行います。
- おむつを使用せざるを得ないに入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えます。
- 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しています。
- 以上に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援します。

## ② 食事サービス

- 栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保します。
- 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援します。
- 基本食事時間（朝食：8時00分 昼食：12時00分 夕食：18時00分）

### ③ 機能訓練サービス

- 入居者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、その減退を防止するための訓練を行います。

### ④ 健康管理

- 配置医師（嘱託医師）により、週2回の定期回診、看護職員による随時健康管理も行います。

### ⑤ 相談及び支援

- 当施設は、ご契約者及びその家族からいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行えるように努めます。
- ご契約者の施設サービス計画（ケアプラン）が作成されるまでの間についても、ご契約者がその有する能力に応じて自立した日常生活が送れるように適切な各種介護サービスを提供します。

## (2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

### ① 理美容サービス

- 理容師の出張サービスによる理髪サービスをご利用いただけます。

### ② サークル活動・行事等について

- ご契約者の希望によりレクリエーションやサークル活動・行事に参加していただくことができます。

（材料代等実費を頂く場合があります。）

### ③ 日常生活上必要となる諸費用

- 日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者にご負担いただくことが適当である物にかかる費用を頂きます。

### ④ 貴重品管理

- ご契約者の貴重品を当施設で管理いたします。（貴重品管理料：50円/日 貴重品管理契約書を交わして頂きます）

## 7. 協力医療機関及び歯科医療機関

協力医療機関の名称	所在地	電話番号	診療科
渡辺医院	熊本市東区画図町下無田字 津田 1465-1	096-378-7330	内科・胃腸科・外科
医療法人 怜生会 慶 歯科医院	熊本市西区城山大塘 1 丁目 9 番 25 号	096-329-3920	訪問歯科

## 8. 医療行為及び健康管理について

- (1) 入居後は原則として配置医師の指示で医療行為を行いますので、入居時に医師と利用者及びご家族との面談を行います。この為、以前と違う投薬内容になる等、診療方法が変わってくる場合がございます。以前から利用されている医療機関を引き続き利用したいと希望される方は面談時にご相談ください。
- (2) 配置医師により週 2 回診療日を設けて健康管理を行います。当施設では、通常より検温・血圧測定、脈拍測定、1ヶ月ごとに体重測定、年 1 回の血液検査、尿検査、心電図検査、胸部 X 線撮影の健康診断を行っています。
- (3) ご契約者の状態に変化があればその都度ご家族の方にお知らせいたします。協力病院等への入院治療が望ましいと思われる場合は、ご契約者のご家族の意思を尊重した上で、医療機関へ入院していただきます。その際、画図重富苑では入院先への面会等は行いますが、ご契約者に付き添うことはできませんので、ご家族の方のご協力をお願いします。
- (4) 毎月の診療料金は別途頂きます。

## 9. 施設の利用に当たっての留意事項

- (1) ご契約者は、次に掲げる事項を守り、入居者相互の親睦と融和に努めるようお願いいたします。
  - 所定の場所以外の喫煙はご遠慮ください。
  - 建物、備品その他の器具を破損したり、持ち出さないでください。

- 喧嘩、口論又は暴力行為等、他の者の迷惑になる行為はご遠慮ください。他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

## (2) 外泊・外出について

- ご契約者が外泊しようとするときは、事前に届け出をお願いします。
- ご契約者が外出しようとするときは、事前に行き先、用件、所要時間等申し出をお願いします。

## (3) 面会について

- ご面会の際は、各ユニットに設けております面会簿をご記入ください。
- 面会時間は**できましたら**、午前9時00分から午後8時00分までをお願いします。
- ご入居されている方には、飲み込みの悪い方、食物の量がコントロールできない方、腐敗判断ができない方、医師から食事に対して注意を受けている方等がおられますので以下のことについては特にご注意してください。
  - ・ 食物の手土産は少量をお願いします。
  - ・ 生物の持ち込みは一回で食べきれだけの極少量をお願いします。
  - ・ 他の入居者への手土産等のご配慮はご遠慮申し上げます。もし、お配りされる場合は必ず職員にお知らせください。
- ご家族の方々の職員に対するお心遣いは固く辞退いたします。

# 10. 退居について

## (1) 契約終了について

当施設との契約では契約が終了する期限は特に定めておりません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退居していただくことになります。

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援、要介護1・要介護2と判定された場合。
- ② 事業所が解散、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合。又は指定を辞退した場合。
- ⑤ ご契約者からの退居の申し出があった場合。

## (2) ご契約者からの退居の申し出について

ご契約の有効期間内であっても、ご契約者より当施設の退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する7日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用変更に同意できない場合。
- ② ご契約者が入院された場合。
- ③ 事業所もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉サービスを実施しない場合。
- ④ 事業者もしくは従業者が守秘義務に違反した場合。
- ⑤ 事業者もしくは職員が故意または過失によりご契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合。

## (3) 施設からの申し出により退居していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。



- ① ご契約者が、契約締結にその心身の状況及び病歴等重大な事項について、故意にこれを告げず、又は不実な告知を行ない、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これを支払われない場合。
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により、事業者又は職員もしくは、他の入居者等の生命・身体・財産・信用を傷つけ、又は著しい不信行為を行う等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ ご契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。

#### (4) 円滑な退居のための支援

施設は、契約が終了しご契約者が退居する際には、ご契約者及びその家族の希望、ご本人が退居後おかれる環境等を勘案し、円滑な退居の為に必要な援助を行います。

## 1 1. サービス利用料金

別表の料金表に従い、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた金額（自己負担額）と食事・居室にかかる標準自己負担額の合計をお支払いいただきます。

## 1 2. 利用料金のお支払いについて

利用料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月15日頃までにご請求いたします。翌月20日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

- (1) 画図重富苑で現金払い
- (2) 銀行振り込み

振込先：肥後銀行 流通団地支店 普通口座 350068

口座名義：社会福祉法人善隣会 理事 木村 光男

(3) 指定の金融機関、ゆうちょ銀行、JAからの口座振替が可能です。

当施設は、ご契約者に対し、サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該ご契約者のご家族などに速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、ご契約者に対するサービスの提供により損害賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 13. 苦情について

(1) 当施設における苦情の受け

受付時間：	午前9時00分から午後6時00分月曜日から土曜日まで
窓口責任者：	施設長：山村 康雄
窓口連絡先：	電話：096-370-6655 住所：熊本市東区画図町重富町 968 番
窓口担当者：	事務責任者：松村 浩史
第三者委員：	西山 雅敏 住所：熊本市南区奥古閑町 1687-1 電話：096-228-2015 永松 豊 住所：熊本市南区島町 4 丁目 4 番 30 号 電話：096-311-3130

(2) 行政機関その他苦情受付期間

行政相談窓口：	熊本市健康福祉局福祉部 高齢介護福祉課 住所：熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 電話：096-328-2793
国民健康保険団体連合会：	熊本県国民健康保険団体連合会 介護保険対策室 住所：熊本市東区健軍 2 丁目 4-10 電話：096-365-0329

## 14. 代理人

契約締結にあたり、代理人を指名し契約書に署名捺印をお願いします。入居契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品をご契約者自身が引き取れない場合には、代理人に連絡の上引き取っていただきます。

## 15. 終末のお世話について

当施設では、高度な医療行為や延命治療を行えません。しかし、ご契約者とご家族のご希望があれば心安らかな死を迎えられるように、別紙『看取りに関する指針』により最善を尽くさせていただきます。

## 16. 身体拘束について

- (1) 施設サービスの提供にあたっては、ご契約者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご契約者の行動を制限する行為は行いません。
- (2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、ご契約者又はそのご家族に対して事前に口頭及び文書による説明を行い、併せて書面による同意を得ます。
- (3) 施設長を長とする身体拘束・事故防止委員会を随時開催し、緊急やむを得ず行う身体拘束について判断を行うとともに、常にその解消の為検討に努めます。

## 17. サービスの提供記録について

- (1) 当施設は、ご契約者に対して施設サービスを提供するごとに支払われる報酬等の必要な事項を所定の書面に記載します。
- (2) 施設は、ご契約者に対する施設サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。
- (3) ご契約者又は代理人は、施設に対し、いつでも(1)に規定する書面、その他事業者が作成したご契約者の施設サービスの提供に関する記録の閲覧及び謄写を求めることができます。

但し、謄写に際して、施設はご契約者又は代理人に対して、実費相当額を請求できるものとします。

(4) 施設は、ご契約者の求めに応じて、提供した施設サービスの内容を確認するための報告書を作成します。

平成 年 月 日

ユニット型指定介護福祉施設サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

社会福祉法人 善隣会

特別養護老人ホーム 画図重富苑

住所：熊本県熊本市東区画図町重富 968 番

電話：096-370-6655

代表者：山村 康雄

職名 施設長

説明者：氏名 \_\_\_\_\_ 印

平成 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、ユニット型指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所：

氏名： \_\_\_\_\_ 印

代理人（選任した場合）

住所：

氏名： \_\_\_\_\_ 印